

## Ⅱ 「ニュージーランド、オーストラリア連邦（NSW州）の環境紛争解決制度の実情について ～環境裁判所制度を中心として～」

公害等調整委員会事務局審査官 荒木潤一郎  
同 鈴木 義和

### 1 はじめに

筆者らは、平成21年2月28日から3月8日にかけて、ニュージーランド（オークランド、ウェリントン）、オーストラリア連邦（シドニー）を訪問し、環境裁判所を中心とした各機関（弁護士会、行政機関）から環境紛争解決制度の実情について聴取したので、それらの概要を紹介する。

### 2 ニュージーランドにおける環境裁判所制度

#### (1) ニュージーランドの司法制度の概要と環境裁判所の位置付け

ニュージーランドの司法制度は、基本的に四審制をとっており、終審裁判所は、最高裁判所（Supreme Court）である。その下に控訴院（Court of Appeal）、高等法院（High Court）、地方裁判所（District Courts）があり、その他に特定の管轄権（Special jurisdiction）を有する裁判所と審判所がある。環境裁判所（Environment Court）は、もともと計画審判所（Planning Tribunal）であったが、1991年資源管理法（Resource Management Act 1991

略してRMAと呼称されている）によって組織変更され、設立された特定の管轄権を持つ専門裁判所（正式記録裁判所）である。審級上は、地方裁判所と同格であって、環境裁判官（Environment Judges）は、地方裁判所の裁判官が兼務している。環境裁判所は、組織

上、国内で一つしかない裁判所であるが、首都ウェリントン、オークランド、クライストチャーチの3か所（地方裁判所の建物内）に事務所を設けて、国内全域の事件を扱っている。環境裁判所には、1名の環境裁判所長（Principal Environment Judge）と11名の環境裁判官、21名の環境委員（Environment Commissioners）が所属している。環境委員は、開発計画、環境科学、工学、建築、経済、ワイタング条約に関する問題等の専門的知識を有する専門家であり、司法長官（Attorney General）の助言により総督から任命される司法官（Judicial Officer）である。任期は5年で、再任されることができる。環境裁判所は、この環境委員を裁判に関与させることによって、その専門性を確保している。

#### (2) 環境裁判所の事件処理の実情

##### ア RMAによる環境資源の統合的管理

ニュージーランドにおける環境保護については、RMAという基本法による統合的な管理が特徴的である。RMAは、1972年のストックホルム会議で定められた諸原則（特に持続可能性の概念）に影響を受けて制定されたもので、環境と資源管理に関する50余りの個別法を廃棄、改変した法律であり、資源をどのように管理するか、世代間に公平にいかに関与していくか、先住民族（マオリ族）の権利にいかに関与するか、基本的な資源をいかに安定的に保存するかな

どについて、統合的に規定している。この法律によって、資源の戦略的な計画や実際の管理が、大部分、広域自治体（region）、市（city）、郡（district）に委ねられる。RMAは、地方自治体の計画だけでなく、環境裁判所の役割、権限、手続についても規定している。

なお、地元のメディアによると、2008年11月8日の総選挙で、それまでの政権党であった労働党に代わり、国民党が政権党となり、このRMAについては、規制が厳しく、経済発展の障害となるとして、現在、国民党政権の下で、規制を緩和する方向での法改正が議論されているとのことである。

#### イ 事件の類型及び件数

2007年/2008年における環境裁判所の事件数をみると、事件全体の新受件数は、1,140件、既済件数は、1,051件、未済件数は、1,552件であり、前年比で未済件数が若干増加傾向にある。このうち、開発計画に対する不服申立（plan appeals）は、新受件数401件、既済件数361件であり、その他の事件（資源利用承認に対する不服申立、強制執行宣言等の申請）は、新受件数739件、既済件数690件となっている。また、未済事件1,552件のうち、723件が当事者の申立てにより進行停止となっている。地域的には、新受件数の約半数がオークランドの管轄地域に属するものである。

環境裁判所に係属する事件としては、近所のビルディングに係る日照権の問題から発電所の建設に関する異議まで、地方自治体の段階で解決できなかった問題が係属している。建物を建設する時には、まず地方紙に公告を出してパブリックコメントを求める。これに異議があれば、地方自治体が独自のコミッショナー（Commissioner）を指名して意見を表明させる。これに納得し

ない者は、環境裁判所に提訴することになる。著名な事件としては、タウポという町の地熱発電所の建設の問題が係属している。

#### ウ 事件処理の特長

##### ①事件処理体制

裁判体の構成は、通常、1人の判事と2人の環境委員で構成されることが多いが、簡単な事件では、1人の判事と1人の環境委員で構成される場合もある。それぞれの判事は、担当事件ごとに、事件の記録を扱うケース・マネージャー（case manager）と法廷での手続の進行を助けるヒアリング・マネージャー（hearing manager）に補佐されている。環境委員は、評議に当たって1票を持っており、判決になれば、判事と環境委員2人の投票で決めるが、まれには環境委員の2票の多数決で判決が下ることがある。

##### ②申請人の資格

政府や地方自治体の開発計画、資源利用承認等に対し、異議がある者は、誰でも、一人でも、環境裁判所に提訴することができ、利害関係等特に資格制限はない（RMA274条）。係争地付近の住民である必要もなく、まれではあるが、在外のオーストラリア人やアメリカ人から提訴された例もある。

##### ③巡回裁判所

環境裁判所は、原則として、できるだけ紛争の現場の近くで、協議（conference）や審問（hearing）を行うことが義務付けられている巡回裁判所である（RMA271条）。判事及び環境委員、担当職員がすべて出張し、裁判所（court house）があるところであれば、そこで開催し、何も無いところでは、ホテルの会議室や公民館、地方自治体の会議室を使う。これらの経費は裁判所の予算から支

出する。また、紛争現場の見分も行っている。

#### ④審理の進行

裁判の手續については、環境裁判所は、地方自治体の決定（許可・不許可）に対する不服申立てを受け、覆審的に審理を行う（“de novo”または“as new”と称される）。証拠法則や手續法則に制限されず、職権調査が可能であり、環境裁判所は、当事者に専門的な証拠や専門家証人を求めることができる。また、環境裁判所の審理は公開である。

進行管理に関しては、環境裁判所は、事件管理システム（case management system）を採用しており、事件の本質を考慮して、標準（Standard）、複雑（Complex）、当事者による停止（Parties' Hold）の3つのトラック（tracks）に振り分けられる。「標準」トラックでは、提訴から6か月以内に審問期日を開催するよう進行管理することとなる。事件が大規模であるとか、内容が複雑な事件は、「複雑」トラックでの進行となり、担当裁判官が定めた個別のプログラムに従って進行を管理する。また、当事者がメディエーション（mediation）や裁判外での交渉（negotiation）による合意形成を目指すため、裁判手續の進行の停止について合意した場合、「停止」トラックに位置付けられる。2007年6月30日現在で、未済事件のうち、723件（49%）がこの「停止」となっている。

審問期日の運用については、証拠の交換の手續の後に審問期日（hearing）となる。審問期日では、主張は文書でまとめているので、それを読み上げる形式である。通常は、審問期日は、1日で終結するが、長期化する事件の場合は、2週間

までの間、連日開廷して審問期日を行い、それでも終結しない場合は、また、2週間程度間隔を空けてから、さらに2週間連日開廷という期日を指定する。

#### エ 環境裁判所の権限

環境裁判所は、中央政府、地方自治体の政策と具体的な計画の矛盾を調整する権限を持ち、矛盾がある場合は、政策書や計画書の修正を命じることができ、また、地方自治体の行為に関して指示を下すこともできる。さらに、当事者の一方に一定の防止措置を命ずる場合、事案によっては、当事者が裁判所の命令に従うことができるように、地方自治体に対して防止措置に補助金を支出するよう命ずることもできる。他方、環境裁判所の命令に従わなかった者は、犯罪として処罰されることもある。この刑罰も環境裁判所で刑事裁判として審理して言い渡される。

#### オ 上訴

環境裁判所の判決に対しては、法律問題についてのみ高等法院に控訴することができる（RMA299条）。さらに高等法院の判決に対しては、控訴院への上訴ができ、控訴院の判決に対しては最高裁判所への上訴ができる。環境裁判所は、事実審の最終審であり、上訴審での成功率（破棄率）は極めて低い。高等法院では、1人の裁判官、控訴院では、3人の裁判官、最高裁判所では、5人の裁判官で審理される。

### 3 ニュージーランドにおける環境紛争についてのADRの実情

#### (1) 環境裁判所付属ADRの実情

ア 環境裁判所は、ADRの活用を積極的に勧めているが、特に当事者の合意に基づき、調停 メディエーション（mediation）に付されることが多い。調停では、環境委員が



環境裁判所（オークランド）の判事らと

調停官（mediator）となる。そのために、環境委員は、特別の養成コースを履修することが求められており、調停官としての専門的なトレーニングを受けている。通常、環境委員が1人で調停手続を主宰するが、当事者が多数の場合は、2人で行うこともある（Co-mediation）。RMAには、調停手続の規定はあるが、コンセプトのみ規定され、具体的な手続は規定されていない。経験上のノウハウを蓄積したプラクティスノートを手引として、実務的な運営を実践している。調停手続そのものは、無料である。2007年/2008年では、468件が調停に付され、そのうち、135件が完全な合意に達し、131件が部分的な合意ができた。実績としては、調停に付された事件のおおむね80%が解決されているとのことである。

イ 環境裁判所は、巡回裁判所であり、調停の場所も、裁判と同様に紛争の現場にできるだけ近い場所で行う。裁判所がない地域では、ホテルや地方自治体の会議室等を借用する。効率化のため環境委員が同じところに何日か滞在し、その地域の事件を何件かまとめて処理することもある。

ウ 調停期日自体は、通常半日ぐらいかけて処理するが、複雑なケースでは、2日間

かかるケースもある。調停期日は、3期日まで指定することができるが、その間に成立しなければ打切りになる。通常は、最初の1回で終結する。調停官は、合意の形成を促すようコメントするが、独自に解決案、調停案を提示することはない（その意味で、メディエーションは、日本の「調停」よりも「あっせん」に近いものである。）

エ 調停期日において、当事者間に合意が成立した場合、当事者の一方が合意書を作成し、全員で署名する。合意書の署名が終わると、その場でコピーして当事者に配布し、原本は、裁判所が保管する。その後、合意書は、裁判所に報告書として提出され、裁判所がもともとの訴えと照合してチェックする。合意書の内容が、訴状から外れた場合、あるいは、迷惑料、慰謝料等の算定に関する事項は、環境裁判所の扱う範囲を超えており、裁判外での私的合意（private agreement）として処理することを求めることになる。裁判所の審査の結果、当事者に修正を促すこともある。そうして、裁判所の法的審査を経て、同意命令（Consent order）が出される。同意命令が出されると、当事者間の合意は、判決と同じ効力を持つことになり、強制執行（Enforcement）が可能になる。

オ 調停が不調に終わり、裁判手続に移行した場合、当事者の合意がない限り、調停に関与した環境委員は、その裁判手続に関わることはできない。調停の場において、当事者からいろいろな話を聴いてしまっており、公正中立的な立場を維持できないことが理由とされている。調停の記録は、調停官限りで、裁判で使用されることはない。カ いずれにしても、調停は、当事者にとって、時間と費用の節約となるだけでなく、環境裁判所にとっても、負担軽減、予算の



節約となり、環境紛争の解決手続として、主流の位置を占めている。当事者双方は、裁判になると、時間も費用もかかることを熟知しており、お互いの解決への期待感も強いこと、裁判の勝敗にはリスクも伴うことがあるからお互いに折れ合おうとする意識が強い傾向があるようである。

## (2) 裁判所外のADRの実情

環境紛争に関わるADRとしては、交渉(negotiation)、調停、仲裁(Arbitration)があるが、仲裁が利用されたのは、1991年以来、1回だけであり、あくまで調停がメインである。民間の調停機関もあり、地方自治体が利用することもあるが、環境裁判所付属の調停は、無料であり、環境委員は専門家で経験豊富であることから、環境裁判所付属の調停が多く利用されているようである。なお、ニュージーランドの弁護士によると、調停成立後に同意命令を得ても、実際に調停条項に基づいて強制執行を実施することはほとんどないとのことであった。

## 4 オーストラリア連邦(ニュー・サウス・ウェールズ州)の土地計画環境裁判所制度

### (1) オーストラリア連邦(ニュー・サウス・ウェールズ州)の司法制度における土地計画環境裁判所の位置付け

ニュー・サウス・ウェールズ州の土地計画環境裁判所(Land and Environment Court of NSW)は、1979年に成立した土地計画環境裁判所法(Land and Environment Court Act 1979)によって設立された専門裁判所であり、1980年に運用を開始した。土地計画環境裁判所が設立される以前は、土地計画及び環境に関する紛争事件については、それぞれの事件の内容によって、別々の裁判所あるいは審判所(tribunal)が処理していたが、土地計画ないし環境問題は、一つの紛争であっても、多

種多様な問題を抱えており、派生的な問題が別々の裁判所で処理されるのは、非効率的であると考えられていた。そこで、ワンストップショップ(one-stop-shop 1か所ですべてが済む店舗)という考え方を裁判所にも取り入れて、土地計画環境裁判所が設立されるに至った。

土地計画環境裁判所は、立法化されるに当たり、ニュー・サウス・ウェールズ州最高裁判所(Supreme Court of NSW)と同格であると位置付けられており、土地計画環境裁判所の判断に対する不服は、直接、ニュー・サウス・ウェールズ州控訴院(NSW Court of Appeal/NSW Court of Criminal Appeal)に上訴することができることされている。このことは、同州が、土地計画ないし環境紛争を扱う裁判所を極めて重視していることが明確に見受けられる。なお、州控訴院の判断については、制度上、州控訴院の許可を得た上で、さらに連邦最高裁判所(High Court of Australia)への上告が認められているが、環境問題で連邦最高裁判所に上告されることは、極めてまれであるとのことである。

土地計画環境裁判所には、首席判事(Chief Judge)1名と判事4名(他に代行判事(Acting Judge)4名)、上席委員(Senior Commissioner)1名と委員(Commissioner)6名(他に代行委員(Acting Commissioner)13名)が所属している(2009年3月現在)。委員は、法律家ではなく、都市計画家、設計者、科学者、技術者、樹木の専門家など各分野の専門的知識を有する専門家であり、手続についてのトレーニングを受けている。これらの委員が裁判に関与することによって、専門裁判所としての専門性を確保している。首席判事は、提訴された事件ごとに、その事件の内容を考慮し、どのような専門的知識が必要かを判断して、1人または2人、あるいはそれ以上の担当委

員を選任しているが、刑事事件など純粋な司法事項には、委員が選任されないことになっており、その意味で、すべての環境紛争事件において専門性を徹底しているわけではない点に留意が必要である。

## (2) 土地計画環境裁判所の事件処理の実情

### ア 事件の種類

土地計画環境裁判所で扱う事件は、クラス1から8に分けられている。クラス1から3は、行政の不服審査であり、クラス1は、環境計画及び保全に関する不服審査、クラス2は、地方自治体の許認可、木の問題（近隣紛争）等の不服審査、クラス3は、土地の保有、査定、損失補償問題に関する不服審査である。州政府や地方自治体（Local Government）の第一次的な判断に対し、開発不許可となった開発業者や開発許可に反対する住民等が不服申立てをする場合が代表的な例である。これら、クラス1から3では、前述のように専門家である委員が関与する。

クラス4から7は、純粋な司法事項であり、裁判には委員は関与せず、専ら判事のみが担当する。クラス4は、環境計画及び保全に関する民事裁判であり、地方自治体が環境法の法律違反者に対する差止めを求めて提訴する場合などである。公害による被害者から加害者への損害賠償の問題は、この裁判所では審理対象となっていない。クラス5は、環境計画及び保全に関する刑事裁判である。ニュー・サウス・ウェールズ州では、公害問題は、環境犯罪として扱われており、重要な環境犯罪について、土地計画環境裁判所が管轄している。クラス6及び7は、環境犯罪に関する簡易裁判所の微罪裁判官（Magistrates）による有罪判決、刑罰に対する上訴事件である。

クラス8は、導入されたばかりで、2009

年4月から開始するものであり、鉱業を専門に扱う類型である。他人の土地の採掘を許可するかどうかなどの紛争を扱う。

最近の環境紛争の傾向としては、ダムの問題や原生植物に関わる問題が特徴的である。

### イ 事件処理の件数

2007年の統計によると、2007年1年間の新受件数は、クラス1から6までの合計が1,438件（クラス1 = 788、同2 = 184、同3 = 124、同4 = 234、同5 = 88、同6 = 20）であり、同年の年間終局件数（既済）は、事件全体で1,717件であって、そのうちの54%は、トライアル（trial）前の段階で終局している。

### ウ 事件処理上の特長

#### ①委員の関与

クラス1から3までの事件については、専門家である委員が積極的に関与し、できるだけトライアルの前に事件を解決するという方針である。

#### ②オン・サイト・ヒアリング（on-site hearing）

クラス1及び2については、従来の法廷での審問（court hearing）だけでなく、現場での審問であるオン・サイト・ヒアリングが実施されている。現場付近の施設を会場として審問期日を実施するというのではなく、当事者と委員、判事がまさに紛争の現場に臨み、その場でヒアリング（審問）を行うというものである。当事者の指示説明を聴いたり、委員が現場を観察したり、写真撮影なども行う。記録化が必要であれば、その場で審理内容を記録化する。イメージとしては、現場の検証と弁論が合体した手続のようである。

### ③電子裁判所（eCourt）

土地計画環境裁判所では、電子裁判所を採用しており、当事者の代表者がレジストラ（Registrar 記録官〈上級の事務官〉）に対し、手続上の要求を電子メールで送信すると、レジストラが電子メールで対応する。トライアルの準備を電子メールで行うことにより、当事者の裁判所出頭の負担が相当軽減され、裁判経費の節約ができるとのことである。

### ④電話会議によるヒアリング

電話会議システムを装備した特別な法廷があり、判事、委員が着席し、レジストラまたは事務官が同席する。あらかじめ、当事者の代表者の電話番号を聴き、期日指定を通知した上、裁判所から双方の代表者に電話をかけてヒアリングを行うというものである。審理内容は、記録化され、法的な効果は、法廷でのヒアリングと変わらない。これも、遠隔地の当事者にとって、出頭の負担を軽減する有効な手段である。

### ⑤ビデオ会議によるヒアリング

ビデオ会議システムを装備した特別な法廷があり、遠隔地の専門家の証人から証言を得るために利用されている。これまでの例では、オランダ、ドイツ、アメリカの専門家に証言してもらったことがあるとのことである。この方法を用いて、コンカレント・エビデンス（concurrent evidence）〈複数同時尋問方式 複数の専門家証人につき、同一機会に宣誓させ、証言させる手続（専門家対質）〉を実施しているようであり、具体例としては、風力発電の開発許可の当否が問題となった事例で、主に騒音の程度がどうかという点が争点であった場合に、風力発電の騒音の専門家として、オランダ人の専

門家と、オーストラリア人の専門家を同時にビデオ会議に参加させたとのことである。この方式は、英語圏特有の利点を生かし、言語上の支障なく国際的に専門家を確保することを可能にしている。

## (3) 上訴

クラス1から3までの委員の判定に対しては、判事へ不服申立てをすることができる（土地計画環境裁判所法54条A）。この場合は、法令違反の審査のみであって、委員の事実判断には干渉できない。クラス1から4までの民事事件の判事の判決については、州控訴院（NSW Court of Appeal）への上訴ができる。また、クラス5の刑事事件の判決については、州刑事控訴院（NSW Court of Criminal Appeal）への上訴ができる。

## 5 ニュー・サウス・ウェールズ州における環境紛争についてのADRの実情

### (1) 土地計画環境裁判所付属ADRの実情

ア 土地計画環境裁判所では、コンシリエーション（Conciliation）、メディエーション（Mediation）、ニュートラル・エヴァリュエーション（Neutral evaluation 中立的評定）のADRの手続が設けられている。

#### イ コンシリエーション

コンシリエーションは、調停の一種であり、土地計画環境裁判所法34条に規定されている。コンシリエーター（conciliator 調停人）が、当事者間の紛争内容に積極的に関与して、解決の助言を与え、解決案を提示するなどの点が特徴的である。土地計画環境裁判所は、当事者の合意に基づき、事件を調停の協議（Conciliation Conference

これを業界用語でセクション34協議と呼んでいる。）に付することができる。セクション34協議では、その事件について専門知識を有する専門家としての委員が、1人でコ

ンシリイーターとして主宰する。

もし、当事者間で合意が成立した場合、その合意内容を実行させる命令である同意命令（Consent order）を裁判所に求めることができる。

当事者間の合意が形成できなかった場合、違う委員の下でのアービトレーション（Arbitration 仲裁）に移行（Con-Arb）することもあるし（手続についての当事者の合意がある場合）法廷での審理に戻ることもある。法廷での審理に戻る場合は、コンシリイーターとしての委員は、紛争における事実の背景や問題点に対する意見を報告書として裁判所に提出する。セクション34協議では、当事者に事実と法律上の争点に関する文書（statement）を提出させ、争点整理をしており、合意ができなくても、上記の委員の報告書も提出されることによって、その後の裁判手続が迅速になされるようである。このセクション34協議によるコンシリイーションの手続自体は、無料である。

2007年の統計によれば、セクション34協議に付された年間の件数は、214件であり、前年（2006年）の件数29件と比較すると格段に増加しており、この傾向は、2008年も続いているとのことである。この急激な増加傾向は、手続が無料であることに加えて、裁判所としても、強かにコンシリイーションを当事者に勧めていることも関係しているとのことである。このコンシリイーションは、裁判所付属ADRの中心的な位置を占めているといえる。

#### ウ メディエーション

ニュー・サウス・ウェールズ州における狭義のメディエーションでは、メディエーター（mediator 調停人）が調停手続の進行について助言したり、当事者間の合意に

向けて調整をするが、紛争の内容について助言したり、解決案ないし代替案を提示することはない。その意味で、日本の「あっせん」に近いものである。土地計画環境裁判所は、クラス1から4までの事件について、当事者の要求あるいは自らの判断で、メディエーションに付することができる。この場合、裁判所に所属するレジストラをメディエーターとして選任することも、当事者の合意により裁判所外の専門家を選任することもできる。裁判所所属のレジストラによるメディエーションは、無料であるが、裁判所外の専門家を選任する場合は、有料である。

#### エ ニュートラル・エヴァリュエーション（中立的評定）

土地計画環境裁判所は、クラス1から4までの事件について、当事者の合意に基づき、手続をニュートラル・エヴァリュエーションに付することができる。評定人（evaluator）には、委員や当事者が選定に合意した専門家を充てることとなる。評定人は、早期の段階で、中立的な立場から、紛争の事実及び法律上の問題点につき、当事者の主張立証の強い点、弱い点を評価し、このまま裁判が進んだ場合、どのような結論（判決）になる可能性が高いかを評定する。当事者に予測可能性を与え、手続外での和解の可能性が高まるとのことである。

### （2）裁判所外のADRの実情

ア ニュー・サウス・ウェールズ州の弁護士としては、事件を裁判所に持ち込む前に、当事者間の交渉（Negotiation）、民間調停（Mediation）、仲裁（Arbitration）を検討することとなる。

ただし、環境問題については、仲裁はあまり利用されず、裁判所外のものでは、当事者間の交渉、民間調停が多いとのことである。





NSW州土地計画環境裁判所首席判事と

ある。

#### イ 交渉

当事者間の交渉は、費用や時間的コストを抑えることのできる紛争解決手段であり、双方の弁護士が大きな役割を果たす。地方自治体が関係する紛争では、約70%がこの交渉で解決しているとのことである。

#### ウ 民間調停

当事者の合意でメディエーターを選任し、手数料を払う。調停に適用されるルールは、そのメディエーターが決めるか、当事者の合意で定める。単純なケースでは、当事者が2人、メディエーターが1人であるが、環境分野では、当事者は、ほとんど複数であり、様々なグループが関わり、規模、資金力、関わる専門分野もそれぞれ違うことが多く、公共の利益や政治的な面も関わることで公的な側面を有し、単一のレベルでは対応できないようである。かつて、環境分野のADRとしてメディエーションは主流であったが、土地計画環境裁判所のセクション34協議が創設されてからは、手数料が無料で、トレーニングを受けた専門家である委員がコンシリエーターになるというメリットがあるため、コンシリエーションの方がより多く使われる傾向にあるようである。

ある。

なお、ADRによって、当事者間に合意が成立した場合、それが裁判所内か裁判所外か、コンシリエーションかメディエーションかを問わずに、土地計画環境裁判所に同意命令を求めることはできるが、ニュー・サウス・ウェールズ州の弁護士によると、地方自治体が関与する事件では、地方自治体側が求めることが一般的であり、それ以外の場合には、結局、裁判所の審査を求めること自体が負担となるので、合意が成立しても、必ずしも同意命令を求めるわけではないとのことである。

#### 6 まとめ

ニュージーランドもニュー・サウス・ウェールズ州も①地方自治体による事前規制が強く、その段階での紛争（不服審査）が多い、②汚染を生じさせた公害は、どちらも法律違反による犯罪として刑事裁判で処罰される、③被害者の損害賠償の問題は環境裁判所では扱わない、④専門家の委員を裁判所に取り入れ、手続のトレーニングを受けさせて、調停を担当させている、⑤当事者の審理の負担を軽減させる各種の方策を採り入れている、という共通点がある。他方、ニュージーランドは、基本法であるRMAによる環境資源の統合的管理の一環として環境裁判所を創設し、地裁と同格（ただし事実審の最終審）と位置付けたのに対し、ニュー・サウス・ウェールズ州は、統合的な法律は持たずに、かつて複数の裁判所に分散して係属していた環境問題を1カ所に集中して専門的に扱うという実際的な要請から土地計画環境裁判所を創設し、州最高裁と同格に位置付けることによって、環境問題を重視するという相違点がある。